

公 告

下記農地について、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 41 条第 2 項において読み替えて準用する同法第 39 条第 1 項の規定により、令和 8 年 2 月 1 2 日付けで公益財団法人福島県農業振興公社（福島県農地中間管理機構）から申請のあった利用権の設定に関して、令和 8 年 3 月 2 5 日付けで次のとおり裁定したので、農地法第 41 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

福島県知事

記

1 農地の所在等

番号	所在・地番	地目	面積（㎡）
1	伊達郡桑折町大字伊達崎字大柳 1 2	畑	1,138

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
モモの栽培で利用	令和 8 年 4 月 1 日	3 年 9 月	15,008 円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

福島県福島市中町 8 番 2 号
（福島県農地中間管理機構）
公益財団法人福島県農業振興公社
理事長 芳見 茂

4 農地の所有者等の情報

石幡 與吉（亡）

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに福島地方法務局に補償金を供託すること。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は福島地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。